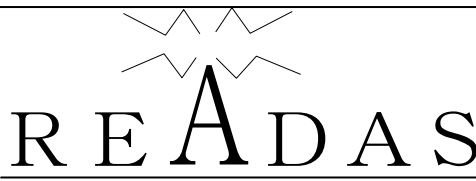


第 5739 号	 READAS リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 6月23日 金曜日
----------------	---	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 生前役員退職金

Q：生前役員退職金は、相続面だけでなく、法人税、所得税の面でも効果があるそうですが、どのような効果があるのですか？

A：役員退職金の支給は、株価の引き下げ、法人税の節税、所得税の税負担が軽いというメリットがあります。

【解説】

役員退職金は、その金額が過大でない限り、損金の額に算入することが認められています。そして、役員退職金を支給しますと、次のような効果を生むこともできます。

- ① 自社株を純資産価額方式で相続税評価する場合に、評価減の効果が大きく、株式の生前贈与等が容易になる。
- ② 退職金をもらう役員は、退職所得として課税されるため、比較的税負担の少ない収入が得られる。
- ③ 会社の利益と相殺されるため、法人税の負担が少なくて済む。

なお、この場合の損金として認められる役員退職金の算定方法の一つに功績倍率方法というものがあります。

適正な退職金=最終報酬月額×在任年数×功績倍率でその役員退職金を計算するという方法です。役員退職金が過大かどうかの判定は、一般に、同規模他社の功績倍率、退職に至った事情、在任中の功績等を勘案して行われます。

したがって、過大役員退職金と判定されないためには、役員退職金規程を作り、功績倍率を決めておく必要があります。

